

コンタクトレンズ検査料を含む 診療にかかる費用について

施設基準届出検査：コンタクトレンズ検査料 1

1. 初診料及び再診料

コンタクトレンズ装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 288 点を、当院又は山口県厚生連の系列病院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料 74 点を算定いたします。

2. コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

眼科医師 新井 栄華
新井 恵子

上記医師は厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています。

令和 2 年 4 月 1 日
長門総合病院